

「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について(再犯防止等関係)

1 犯罪や非行をした人

(1) 法整備、計画の策定

国の動き

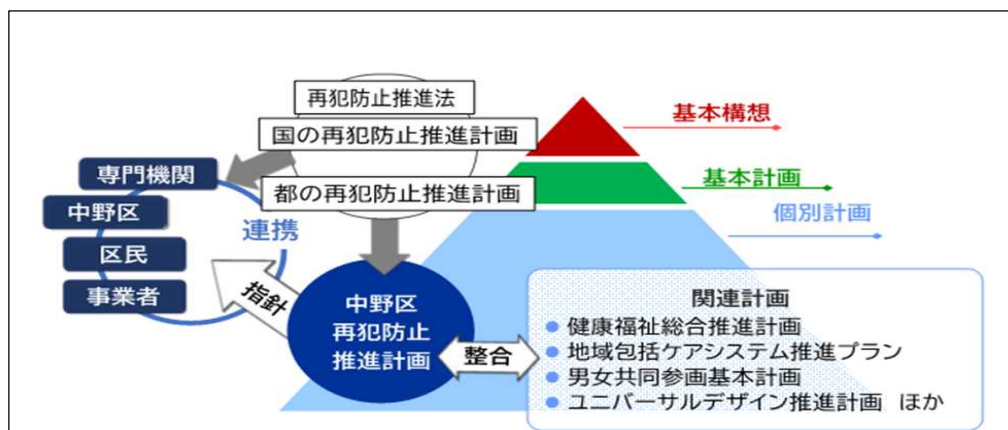
- 平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が全会一致で成立
- 平成29年12月、「再犯防止推進計画」を閣議決定
- 令和元年12月、「再犯防止推進計画」に基づき、「再犯防止推進計画加速化プラン」を閣議決定
※「再犯防止推進法」では、地方公共団体にも再犯防止に関する施策の実施責任があるものとし、地方再犯防止推進計画の策定に関する努力義務を課す。
- 令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」を策定

東京都の動き

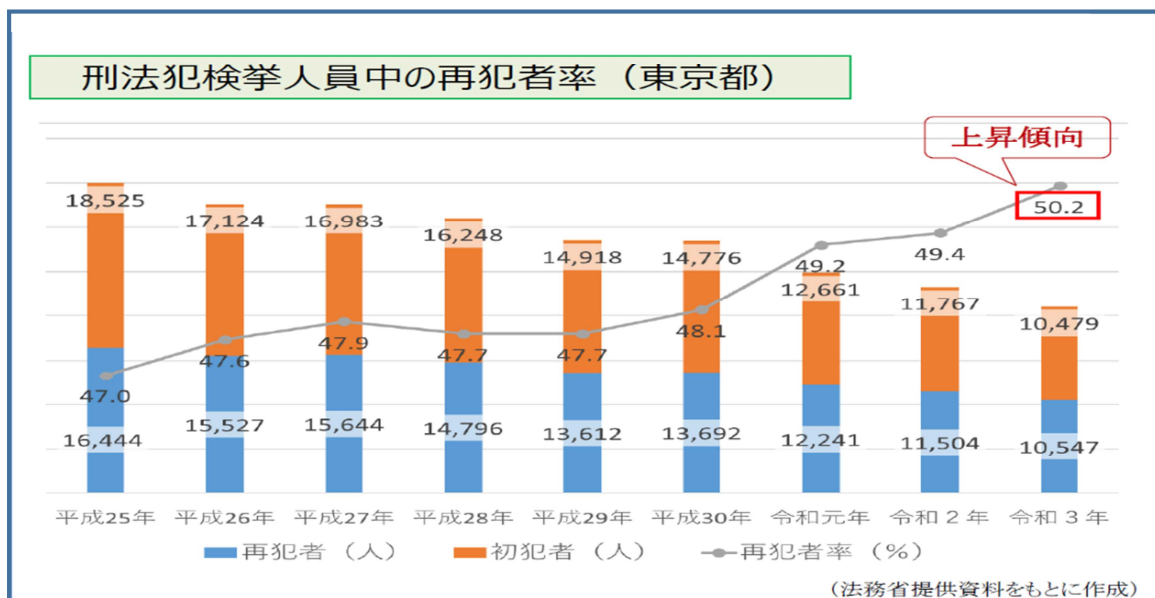
- 令和元年7月、「東京都再犯防止推進計画」を策定(計画期間:令和元年度～令和5年度)
- <予定>「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定(計画期間令和6年度～令和10年度)

区の取組

- 平成29年3月、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定
(すべての人が安心して住み続けられる中野区を目指す)
※このプランに基づき、すこやか福祉センターのアウトリーチ型の相談機能を高め、事務職と医療・福祉の専門職によるアウトリーチチームを15の区民活動センターに設置し、中野区全体で地域包括ケアシステムの構築を進めている。
- 令和2年5月、「中野区再犯防止推進計画」を策定(計画期間:令和2年度～令和6年度)
※「中野区地域包括ケアシステム」における、すべての区民が安全に安心して暮らせるまちづくりをさらに進展させていくためには、犯罪を予防する取組とともに、立ち直りを支援し、再犯を防ぐ取組を国や東京都、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力し、犯罪をした者等が再出発のために必要な支援が適切に受けられる体制づくりを構築する。
- 令和4年3月、「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を策定
(対象者を広げ、子育て世帯や障害のある方などすべての人を対象とする取組を進める)
- <予定>「第二次中野区再犯防止推進計画」を策定(計画期間令和7年度～令和11年度)



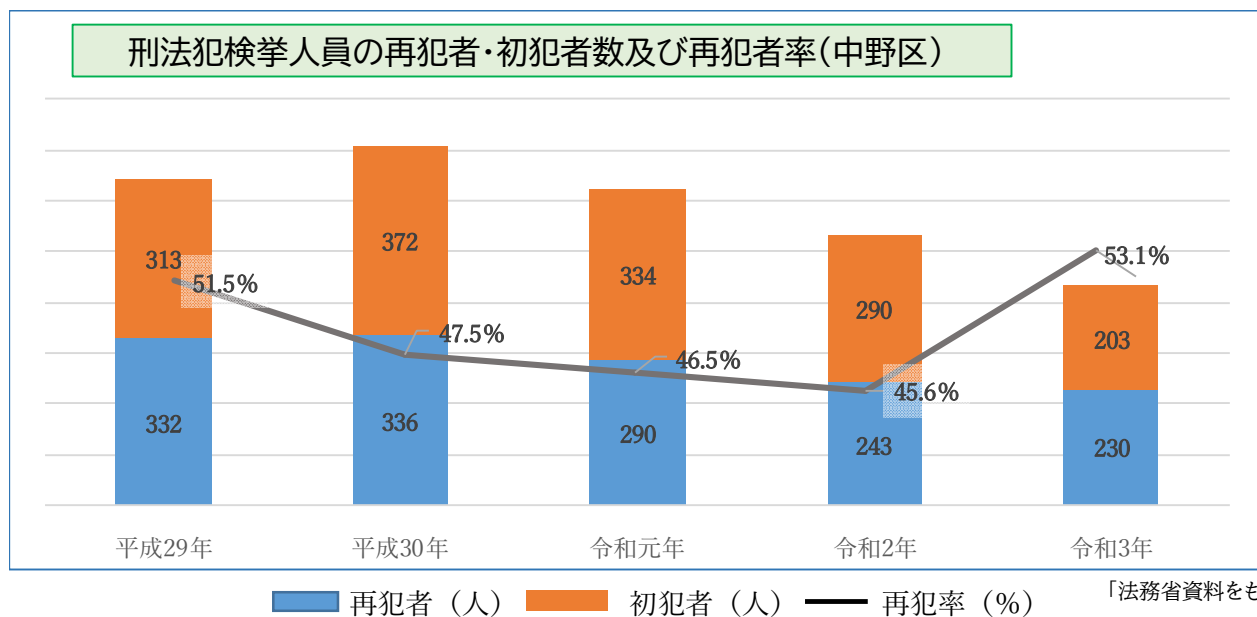
(2)再犯の傾向



「第二次東京都再犯防止推進計画(素案)」より

検挙された罪種別において、初犯、再犯ともに多い犯罪は、窃盗、傷害・暴行で、再犯率が高い犯罪は、覚せい剤取締法違反です。

中野区内警察署(中野署・野方署)が取り扱った過去5年間(平成29年から令和3年)の刑法犯検挙人員に占める再犯者数の割合(再犯者率)を見ると、50%前後で推移しています。



(3)再犯防止施策を進めるうえで検討すべき課題

犯罪をした者等のなかには、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人たちがいます。こうしたことから、様々な生きづらさを抱えて暮らす人たちが、地域社会で孤立することなく、必要な支援が得られる環境づくりを進めるとともに、生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域において立ち直りに必要な支援を受けることができるよう、国・都道府県・区市町村、民間協力者・事業者が緊密に連携・協力し、一丸となって息の長い取組を実施することが求められています。

再犯防止に関する地域における連携

仕事、住まい、障害、依存、健康・医療、教育、孤独・孤立、貧困、被虐待経験など出所者・出院者が抱える問題は複雑、重層的

矯正、保護、警察、福祉、健康・医療、教育、住宅など多くの機関・団体や支援者等がそれぞれ関係

地域の関係機関、支援者のネットワークづくりとそのネットワークを活用し、再犯防止を既存の支援・援助の制度に如何に組み込み、連携していくかが安定して社会で暮らしていくための課題解決の鍵

地域全体が暮らしやすい社会に

「令和4年度中野区再犯防止推進支援者研修会資料」より
(公益財団法人矯正協会提供)

また、中野区で活動する保護司の数は、ここ数年横ばい傾向にあり、新たな担い手の発掘支援も必要となっております。

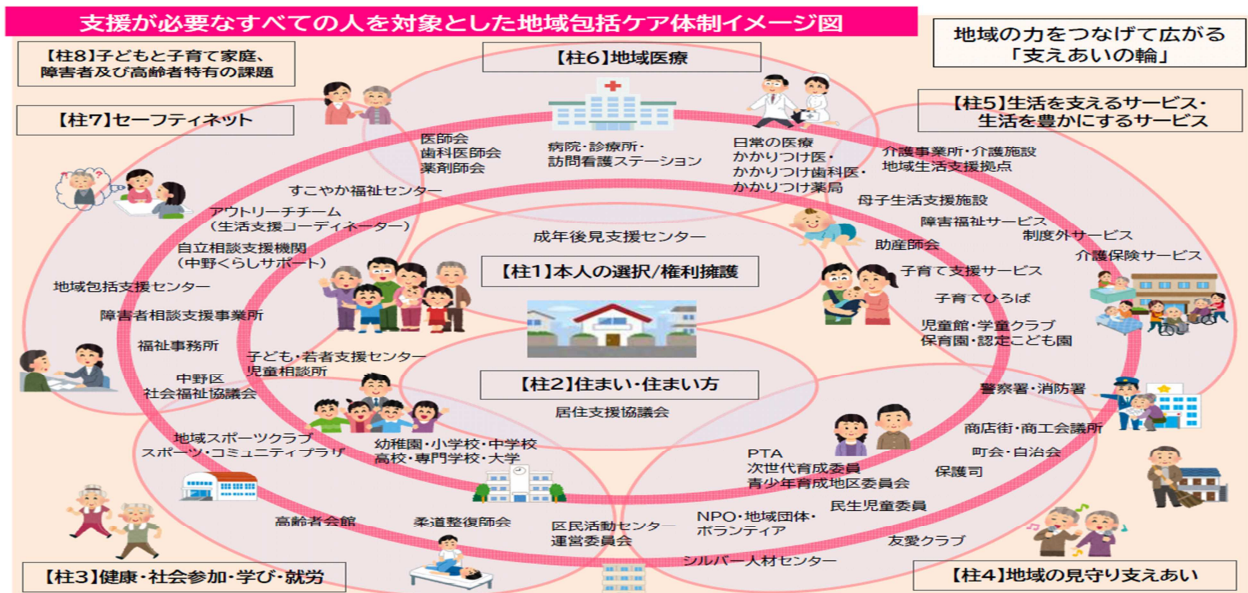
<中野区の保護司の状況> (定数108名)

令和2年度 86名 / 令和3年度 87名 / 令和4年度 88名 / 令和5年度 90名

(4) 令和2年度から令和6年度の重点取組

「中野区再犯防止推進計画」「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」をもとに、以下の重点課題ごとの主な取り組みについて、犯罪防止、再犯防止、更生保護に資する取り組みとなるよう、調整や連携を図りながら進めています。

- ① 地域で安定した生活を営む～就労・住居の確保等～
- ② 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす～保健医療・福祉サービスの利用促進及び支援等～
- ③ すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する～学校・家庭・地域と連携した非行防止等～
- ④ 支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える
～民間協力者の活動の促進、広報、啓発活動の推進等～



「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」より

●令和2～3年度の取り組み

令和2年5月に中野区再犯防止推進計画を策定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、工夫し、保護司会主催事業の支援や区民対象のシンポジウムの開催や区職員の研修を行うなど、広く更生保護活動の理解促進を図ってまいりました。

●令和4年度の取り組み

更生保護活動を行う中野区保護司会への支援をとおり、区民に活動を広く周知するとともに、地域における様々な支援団体等と保護司を繋げ、支援のネットワークの基盤づくりを進めました。

①保護司会主催事業への支援

・社会を明るくする運動実施支援

（作文コンテスト開催支援、広報資材の購入、ホームページ・街頭展示・区報などでの広報）

・定例会及び総会開催支援及び出席など

<効果> 保護司会との関係を構築しながら、中野区において70年の間築いてきた様々な更生保護活動の支援をしました。

②保護司と地域の関係者及び区職員の連携促進

・すこやか地域ケア会議(※1)に保護司がオブザーバーで参加

地域における支援者と事例を共有しながら顔の見える関係の構築を進めています。(各すこやか3回開催、保護司参加者累計30名)

・中野区再犯防止推進支援者研修会の開催

保護司による活動事例の紹介、居住支援協議会に属する団体、矯正協会や地域支えあい推進部の職員との情報交換(1回開催、参加者数37名)

<効果> 参加した保護司からは、「地域における支援者間の顔が見えた。これから保健医療・福祉サービス等行政サービスだけでなく、地域における様々な支援活動についても、区や地域の支援者と情報共有でき、自身が担当する人を必要とする支援に繋がられるのではないかと期待されています。

③区職員に向けた更生保護活動、再犯防止推進への理解促進

・再犯防止に関する市区町村向け研修会(1回開催、参加者数34名)

<効果> 犯罪をした人が地域で立ち直り、再出発するための必要な支援について、職員対象の研修を例年行っています。東京都からの派遣講師による研修は、グループワークを取り入れ、職員間で支援内容など検討する機会となりました。

●令和5年度以降の取り組み

引き続き更生保護活動を行う中野区保護司会への支援をとおり、区民に活動を広く周知するとともに、地域における様々な支援団体等と保護司のネットワークの強化をはかります。

また、障害のある方、高齢者、子どもなど、属性ごとの犯罪の特性、傾向を研究し関連機関と支援内容を検討していきます。(★は、令和5年度の新たな取り組み)

①保護司会主催事業への支援

・社会を明るくする運動実施支援

(作文コンテスト開催支援、広報資材の購入、ホームページ・街頭展示・区報などでの広報)

★区主催、保護司会及び更生保護女性会協賛社会を明るくする運動イベント実施(令和5年度)

・定例会及び総会開催支援及び出席など

②保護司と地域の関係者及び区職員の連携促進

★すこやか地域ケア会議(※1)及び地域包括ケア推進会議(※2)に保護司が正式参加。

区における、地域における支援者と事例を共有しながら顔の見える関係の構築をさらに進めていきます。

・中野区再犯防止推進支援者研修会の開催

保護司による活動事例の紹介、居住支援協議会に属する団体、矯正協会や福祉部門の区職員との情報交換を開催します。(1回開催予定)

③区職員に向けた更生保護活動、再犯防止推進への理解促進

・再犯防止に関する市区町村向け研修会(1回開催予定)

犯罪をした人が地域で立ち直り、再出発するための必要な支援について、職員対象の研修を行っていきます。

④属性ごとの犯罪の特性、傾向を研究し関連機関と支援内容を検討

・障害のある方、高齢者、子どもなど、属性ごとの犯罪の特性、傾向を研修や勉強会などで研究し、関連機関と具体的な支援内容の検討を行います。

.....

※1 「すこやか地域ケア会議」

すこやか福祉センター圏域を所管、年3回程度開催。地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにする。日常生活圏域で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくりと地域資源の開発を行う。区全体として検討すべき課題や対応すべき取組を推進会議に提案する。

<構成団体> 地区町会連合会、地区民生児童委員協議会、医療関係機関、社会福祉協議会、地域ボランティア団体、事業者、地域包括支援センター、保護司会、区

※2 「地域包括ケア推進会議」

全区を所管、年3回程度開催。すこやか地域ケア会議で提案された課題や取組について検討を行い、区における包括的な地域ケア体制の確立に向けた政策提言及び総合プランの進捗管理を行う。

<構成団体> 学識経験者、医師会・歯科医師会・薬剤師会、町会連合会、友愛クラブ連合会、民生児童委員協議会、警察・消防、商店街連合会、東京商工会議所、国際交流協会、高齢者、子どもと子育て家庭、障害者、生活困窮者支援に関する団体、地域包括支援センター、保護司会、区